

第3章 機構及び定員の改正

第2章

福島・被災地の復興加速、「日本再興戦略（平成26年6月閣議決定）改訂版」の迅速かつ確実な実行、エネルギー政策の再構築等、効率的かつ効果的な経済産業行政の執行のために必要な機構・定員を以下のとおり措置。

定 員

(1) 日本再興戦略の実行（新規定員 6人）

ロボット技術の実用化や産業競争力強化法の執行体制の強化。

(2) 資源エネルギー・環境政策（新規定員 27名）

電力システム改革に伴う新組織への移行や省エネルギー政策の推進。

(3) 知的財産政策（新規定員 18人）

特許審査体制の強化。

(4) 対外経済政策（新規定員 3人）

国際ルール形成戦略の強化や防衛装備移転三原則の策定に係る実施体制の整備。

(5) 安全・安心の確保等（新規定員 21人）

改正フロン法の執行体制や電力保安体制の強化等。

(6) メリハリをつけた定員再配置等

（削減合計 ▲107人）

業務の合理化、省内外での再配置により、組織の大幅なスリム化を実施。

<参考>

（単位：人）

2014年度末	経済産業省定員	8,049
2015年度	定員合理化等による削減	▲107
	増員要求	+75
	2015年度末定員	8,017

機 構

(1) 福島第一原子力発電所の事故収束

福島第一原子力発電所の事故収束の体制強化のため、原子力事故災害対処審議官を新設。

(2) 電力自由化への対応

電力システム改革により自由化される市場の監視等を行う電力取引等監視委員会及び同事務局を新設。

(3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分への対応

高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る対応の強化のため、資源エネルギー庁に放射性廃棄物対策課を新設。

(4) その他

製造産業局産業機械課に「ロボット政策室」を設置。福島復興推進グループを創設。